

保育関係予算の概要

【令和2年度3次補正予算案・令和3年度予算案】

【令和3年度予算案】 947億円 1兆9,102億円	【前年度予算】 (1,063億円) (1兆8,656億円)	【厚生労働省予算】 【内閣府予算】
【令和2年度3次補正予算案】 478億円		【厚生労働省予算】

《保育関係予算案の主な内容》

【令和2年度3次補正予算案】

1 新型コロナウイルス感染症対策等（令和2年度3次補正）(P3以降参照) **478億円**

- 令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入、保育所等の消毒に必要となる経費の支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。
- 生活が困窮している学生を支援するため、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増す。
- 保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

【令和3年度予算案】

【前年度予算】

2 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 (P6以降参照)

602億円

(767億円)

*令和3年度の保育の受け皿整備量は5.9万人。令和2年度3次補正予算案への前倒し分と合わせて838億円

- 「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）等を引き続き実施する。
 - ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。
 - 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限を令和6年度末まで延長する。
- (社会・援護局予算)
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。

191億円**(190億円)****3 保育人材確保のための総合的な対策 (P8以降参照)**

- 保育現場で就業しやすくなるよう、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
また、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備する。
- 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- 保育士宿舎借り上げ支援事業について、対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。
- 保育士の補助を行う保育補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し事業の促進を図る。
- 保育士・保育所支援センターの機能強化を図るため、情報発信機能の強化や管内の保育所等を巡回してマッチング機能の向上を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や保育補助者等のマッチングを新たに実施する。など

4 多様な保育の充実 (P15以降参照)**110億円****(70億円)**

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の待遇改善を実施する。
- 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。
- 外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等について、保育士を加配できるよう支援する。など

5 認可外保育施設の質の確保・向上 (P22以降参照)**20億円****(29億円)**

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置等を支援する。
- 認可外保育施設が設備面において認可保育所等の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の補助を行う。など

6 子ども・子育て支援新制度の着実な実施 (P24以降参考)**1兆9,120億円 (1兆8,656億円)**

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の待遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。
- 病児保育の補助単価について、提供体制の安定的な確保のため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。
- 保育コンシェルジュ（利用者支援事業（特定型））について、待機児童数が50人未満である市区町村でも利用可能となるよう実施要件を見直す。など 2

1. 新型コロナウイルス感染症対策等（令和2年度3次補正） 478億円

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等の購入や消毒に必要となる経費等を支援する。

また、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

新子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を前倒して補助する。

（1）保育環境改善等事業（P28参照）

117億円

令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入、保育所等の消毒に必要となる経費を支援する。

【実施主体】

都道府県又は市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設】

保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額（案）】 1施設当たり

(1) 定員19人以下	300千円
(2) 定員20以上59人以下	400千円
(3) 定員60人以上	500千円
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円

【補助割合】

国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(2) 保育所等におけるICT化推進等事業【新規】(P29参照)

14億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 (1) (ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円

(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり 8,000千円

(イ)1施設当たり 1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化

総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】 (1) 国: 1/2、市区町村: 1/4、事業者: 1/4

(2) 国: 1/2、都道府県・市区町村: 1/4、事業者: 1/4

(3) (ア)国: 1/2、市区町村: 1/2 (イ)国: 1/2、市区町村: 1/4、事業者: 1/4

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国: 1/2、自治体: 1/2

*(1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(4) 国: 1/2、都道府県・市区町村: 1/2

(5) 国: 1/2、都道府県: 1/2

(3) 保育士修学資金貸付等事業 (P30参照)

29億円

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【貸付額（上限）（案）】 ①保育士修学資金貸付

ア 学費 50千円（月額）

イ 入学準備金 200千円（初回に限る）

ウ 就職準備金 200千円（最終回に限る）

エ 生活費加算 40～50千円程度（月額）

②保育補助者雇上支援 2,953千円（年額） 短時間勤務の場合 2,215千円（年額）

③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額（月額）

④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円

⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額

【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ⑤2年間

【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事

②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合

③、④再就職後、2年間の実務従事

⑤2年間の勤務

【補助割合】 国：9／10、都道府県、指定都市：1／10

(4) 待機児童解消に向けた保育の受け皿整備の前倒し (P31参照) 317億円

(保育所等整備交付金：158億円、保育所等改修費等支援事業：160億円)

保育の受け皿整備等を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

2. 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 602億円 (767億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(1) 保育所等整備交付金 (P32参照) 497億円 (638億円)

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施する。

【対象事業】 保育所整備事業 認定こども園整備事業（幼稚園型） 小規模保育整備事業
防音壁整備事業 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等

(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

- ◆ 安心こども基金における保育の受け皿整備事業の実施期限について、「新子育て安心プラン」に合わせ、令和6年度末まで延長する。
- ◆ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度による保育所等に対する公費助成予算を延長する。（社会・援護局予算）

(2) 保育所等改修費等支援事業【拡充】(P33参照) 【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

「新子育て安心プラン」に参加する自治体においても、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）を引き続き実施するとともに、ニーズに応じた受け皿整備や、地域偏在、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】

- ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（案）】 ※ (7)緊急対策参加自治体、(1)待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

①新設又は定員拡大の場合

1 施設当たり 利用（増加）定員19名以下	15,000千円 ((7)20,000千円、(1)23,000千円)
利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)
利用（増加）定員60名以上	55,000千円 ((7)60,000千円、(1)63,000千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,000千円 ((7)32,000千円)

②1事業所当たり

22,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)

③1施設当たり

22,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)

④1施設当たり

32,000千円 ((1)35,000千円)

⑤保育所で行う場合 1か所当たり

22,000千円 ((7)32,000千円、(1)35,000千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400千円

【補助割合】 ①～④ 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/12、設置主体:1/4

⑤ 国：1／2、市区町村：1／2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国:2/3、市区町村:1/3

3. 保育人材確保のための総合的な対策

191億円 (190億円)

資格取得の促進、就業継続のための環境づくりや再就職の促進に引き続き取り組む。また、保育の現場・職業の魅力発信、魅力ある職場づくりや保育士・保育所支援センターの機能強化等を図る。

<保育人材の確保>【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

(1) 保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】(P34参照)

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、国及び都道府県において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② また、保育現場で就業しやすくなるよう、保育所等で働く保育士が、保育士確保や定着、労働条件等の改善に配慮した取組等に関して、関係機関とも連携して、相談しやすい環境を整備するとともに、令和2年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症に対応した相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1自治体あたり：8,108千円

② 1自治体当たり：（労働条件等の保育士の相談窓口）4,035千円

（新型コロナウィルス感染症の相談窓口等）5,599千円

【補助割合】 ① 国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

② 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

※国において実施する情報発信のプラットフォームの作成は、子ども・子育て支援対策推進事業委託費に計上。

(2) 若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】 (P35参照)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援することに加え、
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

- ① 保育事業者コンサルタント・保育士支援アドバイザー・放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり 4,064千円
- ② 保育士働き方改革支援コンサルタント・保育実践コーディネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円
- ③ 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(3) 保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】 (P36参照)

対象者の予見可能性を高めるために要件を見直すとともに、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直しを図る。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】 採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連續して2未満の場合は、採用日から5年以内
ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内
※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

【補助基準額(案)】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(4) 保育補助者雇用強化事業【拡充】 (P37参照)

保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※
定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※

※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】 国：3／4、都道府県：1／8、市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8
国：3／4、市区町村：1／4

(5) 保育体制強化事業

保育士の業務負担の軽減を図るため、消毒等を行う保育支援者の配置を支援する。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額(案)】 1か所当たり月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

(6) 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】(P38参照)

- ① 現職保育士に対して、就業継続に向けた必要な相談支援を実施するとともに、保育士以外の保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ② 保育士・保育所支援センターと市町村がシルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③ 保育士・保育所支援センターの情報発信機能を強化し潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 保育士・保育所支援センター運営費： 7,200千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費： 4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費： 469千円

離職した保育士等に対する再就職支援： 6,119千円

保育士登録簿を活用した就職促進： 3,664千円

マッチングシステム導入費： 7,000千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市：1／2

(7) 保育士資格取得支援事業

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料（1/2相当）等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額(案)】 ① 1人当たり 受講料の1／2（上限300千円）

代替職員経費 1人1日当たり 7千円

② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1／2（上限150千円）

【支給対象期間】 ② 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市：1／2

(8) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組（リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等）を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率（全国平均）を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県等

【補助基準額(案)】 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、
2%増加するごとに、1か所当たり年額264千円を補助

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

(9) 保育士試験追加実施支援事業

保育士を確保するため、地域限定保育士試験（※）を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

※「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額(案)】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※2）の実施に必要な費用
※2 保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市：1／2

(10) 保育人材等就職・交流支援事業

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等における業務効率化のため、複数の施設で行われている業務を共同で実施する「業務集約化」に関する取組に必要な費用を補助する。
- ③ 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1市区町村当たり 11,731千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円（加算額）

② 「業務集約化」に関する取組に必要な費用

※ 運営主体が異なる複数施設における取組を対象とし、同一の法人が運営する施設のみで業務集約化を行う場合は対象外。

③ 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,210円（代替保育士等雇上費）

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ①、②国：1／2、市区町村：1／2 ③国：3／4、市区町村：1／4

(11) 潜在保育士再就職支援事業

離職後のブランクが長くなった潜在保育士が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター等の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1人当たり年額100千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

<保育士の質の向上と保育人材確保のための研修>

【子ども・子育て支援対策推進事業費補助金27億円(29億円)の内数】

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業（訪問型）、一時預かり事業（居宅訪問型）又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

4. 多様な保育の充実

110億円

(70億円)

【保育対策総合支援事業費補助金402億円（394億円）の内数】

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や自宅から距離のある保育所等の利用を可能にするための保育所等への直接送迎の実施、家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】(P39参照)

モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援モデル事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ○基本分単価	①看護師等の配置	1 施設当たり	5,320千円
○加算分単価	②研修の受講支援 ③補助者の配置 ④医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算) ⑤ガイドラインの策定 ⑥検討会の設置	1 施設当たり 1 施設当たり 1 施設当たり 1 市区町村当たり 1 市区町村当たり 1 市区町村当たり	300千円 2,160千円 2,160千円 360千円 560千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

(2) 広域的保育所等利用事業【拡充】 (P40参照)

- ① 地域の実情に応じて保育需要のマッチングを行うため、送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとするとともに、こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を支援する。
- ② 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、本事業をより有効に活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】	・保育士雇上費	5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
	・運転手雇上費	5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)
	・事業費（損害賠償保険含む）	10,202千円 (自宅送迎の場合 1,119千円)
	・バス購入費	15,000千円
	・バス借上費	7,500千円
	・改修費	7,270千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(3) 家庭支援推進保育事業【拡充】 (P41参照)

特別な配慮が必要な児童（40%以上）のうち、外国籍の子どもが占める割合が特に高い保育所等（20%以上）について、加配保育士1名分を追加し、合計2名分の補助基準額を適用するよう拡充する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】

1か所当たり 3,867千円

（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合 1か所当たり 7,734千円）

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(4) 新たな待機児童対策提案型事業

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

1自治体当たり 上限10,000千円

【補助割合】 国：10／10

(5) 保育利用支援事業（入園予約制）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

①「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

②「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①子ども1人当たり 月額 20千円
②施設1か所当たり 年額2,406千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業

保育所等において、満3歳以上の子どもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する子どもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ① 1か所当たり年額 4,549千円

② 1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9／10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助する

②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(8) 民有地マッチング事業

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 ①1自治体当たり 5,700千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

※市区町村が実施する場合は 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

(9) 保育環境改善等事業

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するため
に必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業
- ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 ⑥緊急一時預かり推進事業
- ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

【実施主体】市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額(案)】
1. 基本改善事業 1事業当たり 7,200千円
2. 環境改善事業 (①～③、⑤) 1事業当たり 1,029千円、(④) 1施設当たり 500千円以内
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,000千円

【補助割合】2④の事業 国：1/2、都道府県、市区町村：1/4、事業者：1/4

2⑥⑦の事業 国：1/2、市区町村：1/2

それ以外の事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市、中核市：2/3

(10) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 1か所当たり 4,567千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4

※都道府県が実施する場合は 国：1／2、都道府県：1／2

(11) 待機児童対策協議会推進事業

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額(案)】 1都道府県当たり 2,678千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

5. 認可外保育施設の質の確保・向上

20億円

(29億円)

【保育対策総合支援事業費補助金402億円(394億円)の内数】

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】
・研修開催 1回当たり 353千円
・巡回支援指導員 1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村

④：市区町村

【補助基準額(案)】
①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 576千円
②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 514千円
③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 771千円
④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,200千円、仮設設置費 3,800千円

【補助割合】

①～③：国：1／2、都道府県：1／2
国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4
④：国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 1市区町村当たり 354千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

国：1／3、指定都市、中核市：2／3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業

認可外保育施設の指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】 改修費等 1か所当たり 32,000千円

移転費等 1か所当たり 5,000千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／4、事業者：1／4

6. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

1兆9, 120億円（1兆8, 656億円）

＜教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実＞

※内閣府予算及び厚労省予算

1兆7, 181億円（1兆6, 383億円）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化等を引き続き実施する。

（1）子どものための教育・保育給付等

- 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- 子育てのための施設等利用給付 等

【実施主体】市区町村

【負担割合】国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

（2）地域子ども・子育て支援事業

「少子化社会対策大綱」等を踏まえ、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）【拡充】（P42参照）

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

また、保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 基本事業 3,075千円

加算事業 夜間開所 1,406千円、休日開所 757千円、出張相談支援 1,082千円

機能強化取組 1,875千円、多言語対応 805千円、特別支援対応 750千円

【補助割合】 国：2／3、都道府県：1／6、市区町村：1／6

②病児保育事業【拡充】(P43参照)

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

また、補助単価について、提供体制を安定的に確保するため利用児童数の変動によらない基本単価の引上げを図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】(病児対応型1か所当たり年額)

基本分単価 7,041千円

加算分単価 1,000千円 ~ 37,600千円(※)

※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円 送迎経費 3,634千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

(参考)

保育所等におけるICT化推進等事業

(保育対策総合支援事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、在宅等で研修が受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。 → P4参照

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円

②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長 300,000円、1時間延長 1,665,000円、2～3時間延長 2,617,000円

4～5時間延長 5,491,000円、6時間以上延長 6,465,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額(案)】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,676千円～47,880千円

※ 延べ利用児童数が年間20,000人を超える場合は別途協議

【補助割合】 国 1／3、都道府県 1／3、市区町村 1／3

<企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援> ※内閣府予算

1,939億円（2,273億円）

企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

(1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】公募団体

【補助割合】定額（10／10相当）

(2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

【実施主体】公募団体

【補助割合】定額（10／10相当）

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(保育環境改善等事業 (保育対策総合支援事業費補助金) 令和2年度第3次補正予算案: 117億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度1次、2次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために
必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例: 手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

(1) 定員※ 19人以下	300千円以内
(2) 定員※ 20人以上59人以下	400千円以内
(3) 定員※ 60人以上	500千円以内
(4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業	300千円以内

※（認可の）居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国: 1/2、市区町村等: 1/2

保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正(案) : 14億円)

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】 (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
①自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり 1,000千円
(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円
(5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化 総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

【補助割合】 (1) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

(3) ①国：1／2、市区町村：1／2 ②国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2

* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県：1／2

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

- 手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

- 手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第3次補正(案) : 29億円)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限）

- ア 学 費 5万円（月額）
- イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
- ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
- エ 生活費加算 4~5万円程度（月額）

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

※貸付期間：最長2年間

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額）

※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）

221.5万円（年額）

※貸付期間：最長3年間

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額（上限） 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間

[趣旨]

待機児童解消に向けて保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

- 「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確実なものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を平成30～令和2年度末までの3年間で整備
- 待機児童解消に向けた動きを着実に進めるため、過去の補正予算の状況等を踏まえた施設整備等に要する費用を計上。

[実施主体] 市区町村

●保育所等整備交付金(保育所整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業)

保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1／2 → 2／3)

●保育所等改修費等支援事業

保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1／2 → 2／3)

保育所等整備交付金

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度予算案) 497億円
(令和2年度3次補正予算案) 158億円)

【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

◆「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）等を引き続き実施。

【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業
- ・防音壁整備事業
- ・防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1／2、市区町村1／4、設置主体1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／12、設置主体1／4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案 : 402億円の内数)
(令和2年度3次補正予算案 : 160億円)

【趣旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※)都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

【拡充】

- ・「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ（1／2→2／3）を引き続き実施。
- ・ニーズに応じた受け皿整備による待機児童の解消や、地域偏在による待機児童の解消、保育環境の向上等を図るため、利用者の利便性向上のための改修や、よりよい保育の環境を整備するための改修等も補助対象に加える。

【対象事業】	(1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業	(2) 小規模保育改修費等支援事業
	(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業	(4) 認可化移行改修費等支援事業
	(5) 家庭的保育改修等支援事業	

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり 利用（増加）定員19名以下	15,000千円	(① 20,000千円、② 23,000千円)
利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
利用（増加）定員60名以上	55,000千円	(① 60,000千円、② 63,000千円)
老朽化対応の場合 1施設当たり	27,000千円	(① 32,000千円)
(2) 1事業所当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(3) 1施設当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
(4) 1施設当たり	32,000千円	(② 35,000千円)
(5) 保育所で行う場合 1か所当たり	22,000千円	(① 32,000千円、② 35,000千円)
保育所以外で行う場合 1か所当たり	2,400千円	

【補助割合】 (1)～(4) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／12、設置主体1／4

(5) 国：1／2、市区町村：1／2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2／3、市区町村1／3

保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信

保育技術の見える化など情報発信のプラットフォームを国において作成し、それを活用しながら以下の取組みを実施
(具体的な取組)

- ・保育体験イベント
- ・情報発信サイト
- ・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等

② 保育士が相談しやすい体制整備

(具体的な取組)

- 1) 保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置
 - ・心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
 - ・相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言
- 2) コロナウイルス感染症に関する相談支援
 - ・気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
 - ・職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市 ② 都道府県、市町村

【補助基準額】

- ① 1自治体あたり：8,108千円 ② 1自治体当たり：1) 4,035千円 2) 5,599千円

【補助割合】

- ① 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2 ② 国：1/2、都道府県・市町村：1/2

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、下記支援員が保育所等を巡回支援するために必要な費用の一部を補助する。

- ①「保育事業者コンサルタント」：保育の質の向上や事故防止、保護者・地域住民等とのトラブル等に関する助言・指導
- ②「保育士支援アドバイザー」：若手保育士等のスキルアップを図るため、保育業務全般に関する助言・指導
- ③「巡回アドバイザー」：放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための助言・指導

【拡充】

以下の事業のメニューを新たに追加する。

- ①社会保険労務士などが巡回し保育所等の事業者を支援する、「保育士働き方改革支援コンサルタント」のメニューを追加
- ②魅力ある職場づくりに向けた保育所等の啓発セミナーを開催
- ③保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、「保育実践充実コーディネーター」のメニューを追加
- ④公開保育実施の支援や各保育所の自己評価の促進を図るため、「地域協議会（仮称）」を開催

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザー、放課後児童クラブ巡回アドバイザー：1自治体当たり それぞれ4,064千円

働き方改革支援コンサルタント、保育実践コーディネーター：1自治体当たり それぞれ4,064千円

魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー、自己評価地域協議会：1自治体当たり それぞれ1,624千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】採用された日から起算して9年以内の常勤の保育士

※直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連續して2未満の場合は、採用日から5年以内
ただし、令和元年4月及び令和2年4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、令和3年度に限り9年以内
※令和2年度に事業の対象だった者で引き続き令和3年度も事業の対象となる場合は、令和2年度の年数を適用

<見直しの考え方等>

【現行】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

※以下の場合は、5年以内の常勤の保育士

直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連續して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連續して全国平均以下の市区町村
ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連續して全国平均以下の市区町村も5年以内

【見直しの考え方】・対象者の年数の予見可能性を高めることで、保育士募集に際して支障が生じないようにする。
・事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、段階的な見直しを図る。

【補助基準額】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

保育補助者雇用強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※／定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※
※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 ／ 国：3/4、市区町村1/4

【市区町村】



【保育所】



【保育補助者】



保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ*

*資格取得支援事業を活用

保育士資格取得



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業 (夜間・通信制は3年間)

保育士として 引き続き勤務



保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

【主な事業内容】

○潜在保育士に対する取組

- ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

○人材バンク機能等の活用

- ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

<拡充>以下の事業の拡充を図る。

- ①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費：469千円

保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円

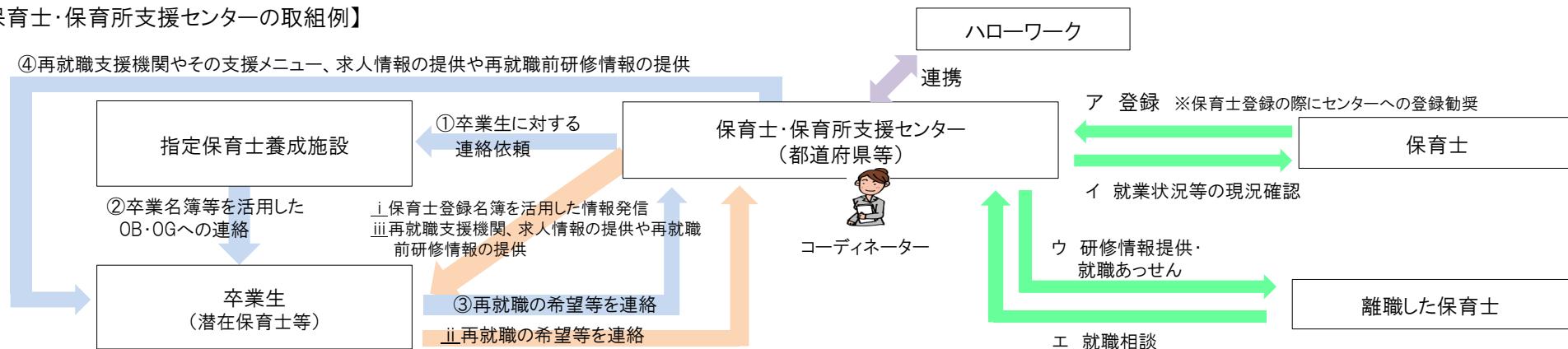
離職した保育士等に対する再就職支援：6,119千円

マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】

④再就職支援機関やその支援メニュー、求人情報の提供や再就職前研修情報の提供



医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、待遇改善を実施する。

【補助基準額（案）】

○ 基本分単価	1 施設当たり	5,320千円
① 看護師等の配置		
② 研修の受講支援	1 施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1 施設当たり	2,160千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	1 市区町村当たり	2,160千円
⑤ ガイドラインの策定	1 市区町村当たり	360千円
⑥ 検討会の設置	1 市区町村当たり	560千円

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、
か所数の増加を図る（90か所→199か所）。

事業イメージ

〈管内保育所等〉

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



看護師等の配置

〈基幹施設〉

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに**関する支援を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行なう。



医療的ケア児保育支援者

体制整備等

〈自治体〉 検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置や**ガイドラインの策定**により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

実施主体・補助割合・事業実績

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

広域的保育所等利用事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

① こども送迎センター等事業

- 市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等への子どもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

② 代替屋外遊戯場送迎事業

- 各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及び子どもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

③ こども送迎センター設置改修事業（H30創設）

- 既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

実施主体

- 市区町村
- 国：1／2、市区町村：1／2

<こども送迎センター等事業>

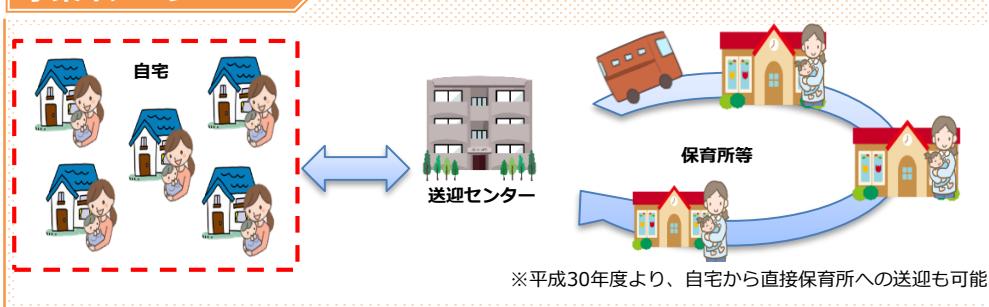
H30：28自治体（33か所） R1：34自治体（41か所）

<代替屋外遊戯場送迎事業送迎センター等事業>

H30：1自治体（1か所） R1：2自治体（7か所）

※いずれもR1年度は交付決定ベース

事業イメージ



※平成30年度より、自宅から直接保育所への送迎も可能

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入了した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を利用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。

【補助基準額（案）】

- ・保育士雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・運転手雇上費 5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
- ・事業費（損害賠償保険含む） 10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）
- ・バス購入費 15,000千円
- ・バス借上費 7,500千円
- ・改修費 7,270千円

家庭支援推進保育事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算案：402億円の内数)

事業内容

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して加配を行う。

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

特別な配慮が必要な児童のうち外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い保育所等について、加配保育士2名分の補助基準額を適用するように拡充する。

実施主体・補助基準額（案）・補助割合

実施主体 : 市区町村

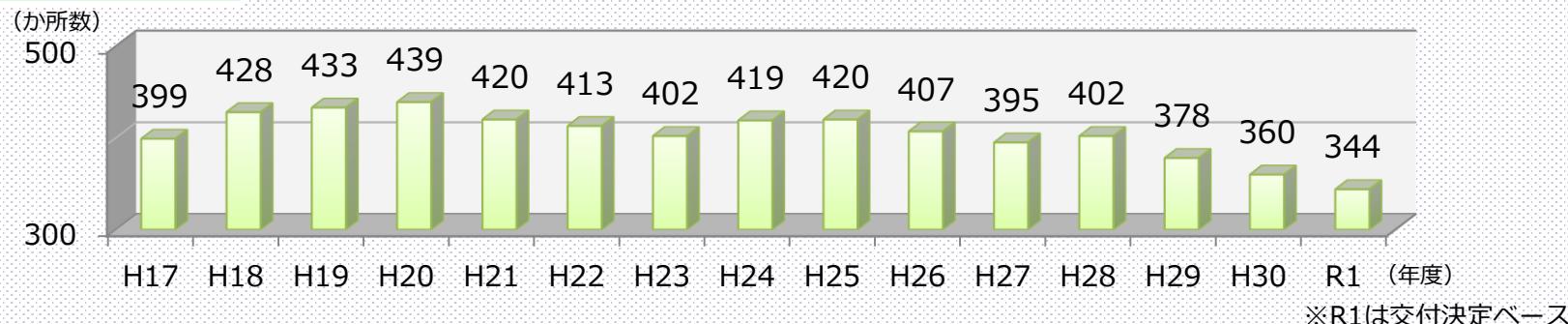
補助基準額（案） : 1か所当たり 3,867千円

(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)

1か所当たり 7,734千円

補助割合 : 国：1／2、市区町村：1／2

事業実績



利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
(子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）)

1. 事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2／3（都道府県1／6、市町村1／6）

実施か所数：H30年度375か所 → R元年度389か所

《令和3年度補助基準額（案）》

①基本分 3,075千円

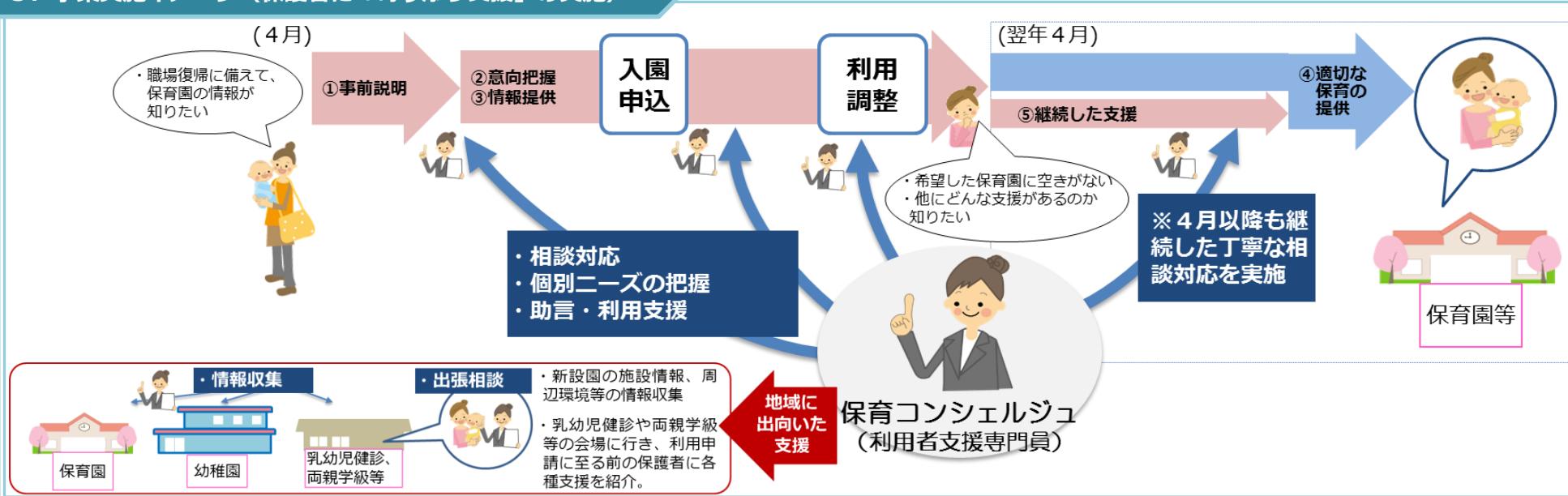
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

2. 令和3年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う」の実施を促し、地域におけるミスマッチ解消を図るため、実施要件を緩和し、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能とする。

3. 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）



病児保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算案 1,691億円の内数
(子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所 入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。) 補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

■令和3年度予算案における対応【別紙参照】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、**基本単価の比率を引き上げ**。

<補助基準額(案)(病児対応型1か所当たり年額)>

基本分単価：令和2年度 5,007,000円 →令和3年度案 7,041,000円

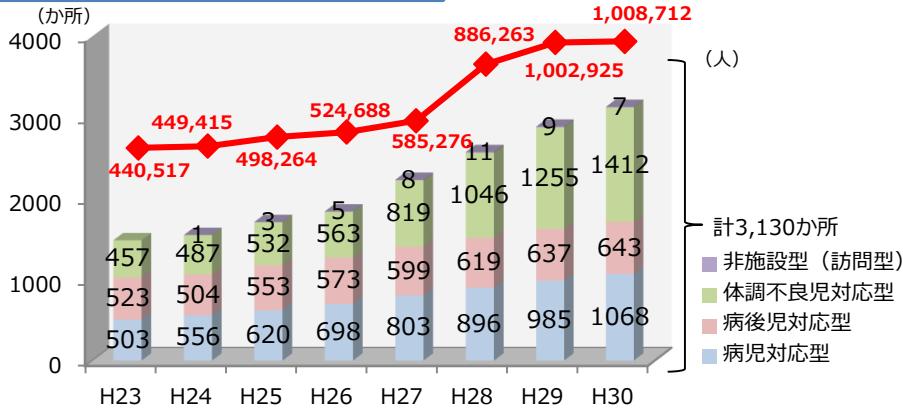
加算分単価：(例) 200～399人の場合

令和2年度 200～399人単価 4,434,000円

→令和3年度案 200～299人単価 3,000,000円

300～399人単価 4,000,000円

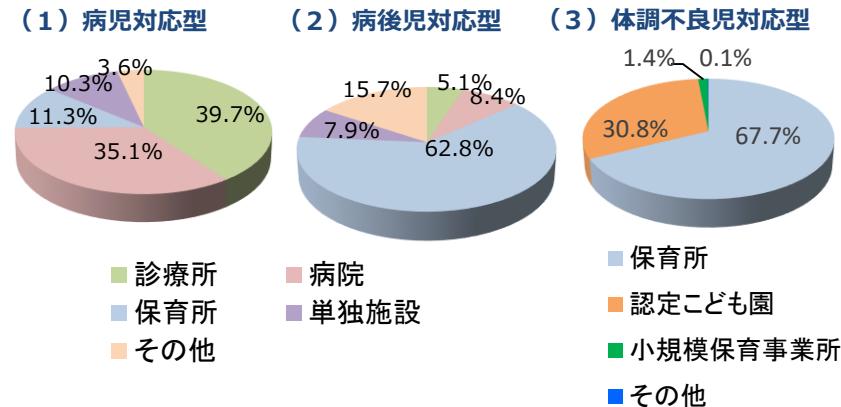
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

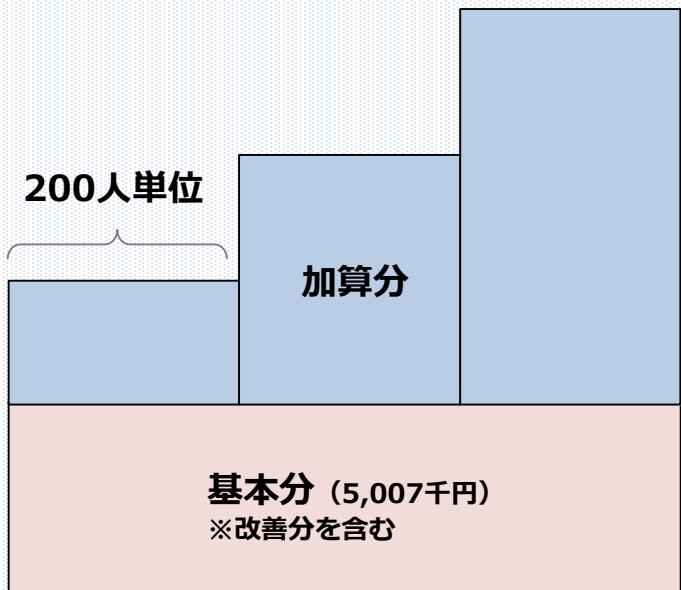
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

3. 実施場所



令和3年度予算案における対応

- 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、**提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため**、
 - ① 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各1人分）を確保できるよう、**基本単価を引き上げ**（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)
 - ② 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げる**とともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**
(病児対応型の場合：(例) 200～399人単価4,434千円 → 200～299人単価3,000千円、300～399人単価4,000千円)

(病児対応型の場合)
【現行】

【見直し後】

